

潟上市空家等対策計画（案）に係る

パブリックコメント実施について

・はじめに

本市では、地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を目的に、空家等の適正管理の促進などに向け、「空家等対策の推進に関する特別措置法」のほか、「潟上市環境基本条例」や「潟上市空き家等の適正管理に関する条例」等に基づき空家等対策に取り組んできました。

少子高齢化や人口減少等により空家等の増加が懸念されることから、総合的な空家等対策を一層推進していくため、「潟上市空家等対策計画」の策定作業を行っています。

このたび、案がまとまりましたので、これを公表し、皆さまから幅広いご意見を募集します。

・案件

潟上市空家等対策計画（案）

・資料の閲覧場所

- ① 市ホームページ
 - ② 潟上市役所／天王出張所／昭和出張所／飯田川出張所／追分出張所
- ※ 閲覧時間は、開庁日の午前８時３０分～午後５時１５分

・意見の提出期間

令和６年１２月５日（木）から１２月２７日（金）まで

・意見を提出できる方

- ① 潟上市にお住まいの方
- ② 潟上市内の事務所・事業所に勤務されている方
- ③ 潟上市内の学校に在学されている方
- ④ 潟上市内に住宅・事務所・事業所（空家等を含む）を有する個人及び法人等

・意見提出の際の記載事項等

様式は特に定めませんが、次の項目を明記してください。(参考様式も添付いたします)

- ①潟上市空家等対策計画（案）に対するご意見
- ②住所（法人等にあつてはその所在地）
- ③氏名（法人等にあつては名称及び代表者名）
- ④連絡先（日中に連絡のとれる番号）

※ 潟上市内に通勤・通学されている潟上市以外に居住の方や潟上市内で事務所・事業所を営まれている方は、その勤務先、学校名等をご記入ください。

・意見の提出先と提出方法

- ①ご持参の場合（土・日曜日を除く）

潟上市役所地域づくり課、各出張所窓口

- ②郵送の場合

〒010-0201

潟上市天王字棒沼台 226-1 地域づくり課生活環境班 宛

- ③E-mail の場合

kankyouhozen@city.katagami.lg.jp

・お寄せいただいたご意見

皆さまからお寄せいただいたご意見については、その概要と市の考え方並びに計画等を修正したときは、その内容を公表いたします。公表の方法は「資料の閲覧場所」に記載する方法と同様といたします。

※なお、住所や氏名などの個人情報につきましては地域づくり課で厳重に管理し、問い合わせなど以外には使用いたしません。

※いただいたご意見についての個別回答はいたしませんので、ご了承願います。